

高齢者支援課／認知症・
虐待防止対策推進室関係

1 介護関連施設・事業の整備及び運営等について

(1) 基金事業等による介護基盤整備の早期実施について

平成21年度第一次補正予算に計上した介護基盤の緊急整備については、介護施設、地域介護拠点の平成23年度までの緊急整備を推進するため、施設整備費に対する市町村交付金の拡充等の事業を実施することとしたものであり、全国において第4期介護保険事業計画で既に計画されている特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、ケアハウスの整備量の合計が約12万人分であるところ、同計画期間中において、さらに1年分、約4万人分の上乗せを行い、3年間で合計16万人分を整備することを目標としているところである。

この緊急整備については、各都道府県に造成した基金（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）を原資として補助を実施するものであるが、その執行に当たっては、上記趣旨を踏まえつつ、以下に留意し積極的な整備に取り組まれるようお願いする。

ア 介護基盤整備の早期実施について

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金については、第4期計画期間中に各都道府県において必要となる金額について、確実な財源として確保したところであり、このことにより、第4期計画期間全体についての見通しを持った計画を立てることを可能としたところである。

各都道府県におかれては、次の点等に留意し、積極的な基金の活用をお願いする。

(ア) 市町村等への十分な周知について

介護基盤緊急整備等臨時特例基金の執行に当たっては、管内市区町村に対して、本事業の趣旨について重ねて周知するとともに、平成23年度までの基金事業期間における積極的かつ有効な活用について十分な働きかけを行うこと。

(イ) 市町村からの協議について

市町村からの協議の時期について、前年度中に受理することにより早期事業実施を図ることはもちろん、管内市町村の事業計画に応じた適時の協議受付が可能な体制を確保すること。

イ 都道府県等による特別養護老人ホーム等の整備に対する助成について

(ア) 地域介護・福祉空間整備等交付金のうち、広域型の特別養護老人ホーム等を対象とする都道府県交付金については、地方6団体からの要望を踏まえ、平成18年度に廃止し、各都道府県、政令市及び中核市への一般財源化を行ったところである。

(イ) また、平成21年度においては、都道府県、政令市及び中核市による補助金に対し、介護基盤の緊急整備（第一次補正予算）に併せ地方財政措置の拡充が行われたところであり、

① 平成22年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は総務省自治財政局調整課長通知（平成21年6月15日総財調第32号）及び一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定することとされ、その元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

② また、①とは別に、(旧)都道府県交付金に係る都道府県、政令市及び中核市負担分に対する地方債の地方財政措置は一般財源化前と同様に行われているところである。

これらを踏まえつつ、広域型の特別養護老人ホーム等についても、各都道府県、政令市及び中核市の財政当局と十分協議のうえ、事業の早期実施についてお願いしたい。

ウ 施設開設準備等特別対策事業の有効な活用について

平成21年度第一次補正予算においては、介護基盤の緊急整備を促進するため、「施設開設準備経費助成特別対策事業」及び「定期借地権利用による整備促進特別対策事業」を創設したところである。

これら事業については、地域密着型の特別養護老人ホーム等だけでなく、都道府県による施設整備費補助の対象である広域型の施設等も対象となっているので、介護基盤整備の早期実施のため積極的な活用を図られたい。

エ 特別養護老人ホームの入所申込者の状況について

特別養護老人ホームの入所申込者の状況については、各都道府県にご協力いただき、昨年末に調査結果を公表したところである。

既に各都道府県におかれては、こうした状況を踏まえて第4期計画を策定されているものと考えているが、今回調査で明らかとなったように、全国で40万人を超える入所申込者がいることを踏まえ、介護基盤の緊急整備の推進を始めとする介護サービスの充実に、更に積極的に取り組まれない。

(2) 地域介護・福祉空間整備等交付金について

ア 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」及び「地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）」（以下、ハード交付金及びソフト交付金をあわせて「市町村交付金」という。）については、地域密着型サービス拠点等の面的整備を推進するとともに、先進的な取組みに対する支援を行う予算として必要な予算額を確保してきたところであるが、平成22年度においては、地域密着型サービス拠点等の面的整備については、介護基盤緊急整備等臨時特例基金において支援することとなり、市町村交付金のメニューとしては、先進的な取組みに対する支援（先進的事業支援特例交付金）及びソフト交付金について、必要な予算額を確保したところである。

平成22年度予算（案）については、次の各事項に留意しつつ、管内市区町村に対して、改めて市町村交付金について周知を図るとともに、市区町村による事業者等に対する必要な情報提供等について適切な技術的助言を行うなど、各都道府県におかれても市町村交付金の活用による先進的な取組み等に対する支援について積極的に取り組んでいただきたい。

平成22年度予算（案）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）	263億円
地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）	20億円

イ 平成22年度予算（案）においては、先進的事業整備計画における認知症高齢者グループホーム等の既存の小規模福祉施設へのスプリンクラー整備事業及び介護療養型医療施設等転換整備計画等に必要な予算額を確保するとともに、低所得高齢者の居住対策や介護職員等の職場環境を改善するための施設内保育施設整備事業を創設したところである。

各都道府県におかれては、

(ア) 市町村交付金の活用により基盤整備が進められている事例や先進的な取組状況を把握し情報提供するなど、あらゆる機会を通じて各市区町村間の情報の橋渡しを行うこと。

(イ) 低所得高齢者の居住対策について

① 養護老人ホーム・軽費老人ホームの整備について

養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、経済的な理由等により在宅での生活が困難な者の受入先としての機能を有する施設として、各自治体において地域の実情等に応じて適切に整備が進められているところである。

近年、少子高齢化が進展する中、社会経済状況の変化、高齢者人口の増加及び核家族化の進展等に伴い、高齢者単独世帯等が急激に増加し、これらの約半数が年収150万円未満の低所得の状況にあり、特に、要介護度は低いものの見守り等が必要なため居宅において生活が困難な低所得高齢者に対する支援ニーズが高まっていると考えられる。

こうした高齢者のうち、特別養護老人ホーム等への入所を要しない程度の者が利用できる受け皿としては、養護老人ホームや軽費老人ホームが考えられることから、都道府県におかれては、引き続き養護老人ホーム・軽費老人ホームの計画的な整備を進められたい。

② 都市型軽費老人ホームの創設について

上記のとおり、要介護度が低い低所得高齢者の居住対策として、養護老人ホームや軽費老人ホームが考えられるところであるが、軽費老人ホームについては、特に都市部において、地価等の影響により家賃を含む利用料が高額のため住み慣れた地域での利用がしにくい状況となっている。

このため、今般、都市部を中心とした地域において、居室面積基準や職員配置基準の特例を設けて利用料を低廉化し、見守り機能を備えた都市型軽費老人ホームを創設し、併せて本交付金の対象とすることにより高齢者の居住対策を促進させることとしたところであるので、本事業の趣旨を踏まえ、整備の促進に取り組まれない。

----- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（案）について -----

1 趣旨

社会福祉施設については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条により施設の最低基準を定めることとされており、軽費老人ホームの最低基準については「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年厚生労働省令第107号）により規定されている。

今般、都市部における低所得高齢者対策として、「都市型軽費老人ホーム」を創設することに伴い、当該省令を改正するものである。

2 基準の一部改正の概要

(1) 基本方針等

- ① 都市型軽費老人ホームとは、都市部（原則として既成市街地等※とする）を対象とした小規模（定員20人以下とし、必要最小限の設備を備えるもの）な軽費老人ホームを指す。
- ② 都市型軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
- ③ 都市型軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- ④ 都市型軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(2) 都市型軽費老人ホームの入所定員

都市型軽費老人ホームの入所定員は20人以下とする。

(3) 設備関係

- ① 都市型軽費老人ホームは次に掲げる設備を設けなければならないこととする。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該都市型軽費老人ホームの入所者に対するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
 - ・ 居室

- ・ 食堂
 - ・ 浴室
 - ・ 洗面所
 - ・ 便所
 - ・ 調理室
 - ・ 面談室
 - ・ 洗濯室又は洗濯場
 - ・ 宿直室
 - ・ 上記のほか、事務室その他運営上必要な設備
- ② 居室に関する基準は次のとおりとする。
- ・ 一の居室の定員は、原則として1人とする。
 - ・ 地階に設けてはならないこと。
 - ・ 一の居室の床面積は、収納設備を除き7.43㎡以上とすること。
 - ・ 緊急のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ③ その他の主な基準は次のとおり。
- ・ 浴室は、老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
 - ・ 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。なお、食事の提供を委託等により実施する場合で、調理室を必要としない場合は設けないことができる。
 - ・ 施設内に一斉に放送できる設備を有すること。
 - ・ 入所者が自炊する場合は、食堂等の共用部分に調理設備を設けることとし、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(4) 人員関係

- ① 職員配置の基準は次のとおり。
- ・ 施設長 1
 - ・ 生活相談員 1以上
 - ・ 介護職員 常勤換算方法で、1以上
 - ・ 事務員 1以上
 - ・ 栄養士 1以上
 - ・ 調理員その他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適当数
- ② 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- ③ 生活相談員は、常勤の者でなければならない。また、入所者の処遇に支障がない場合は、当該都市型軽費老人ホームの他の職務に従事することができる。
- ④ 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員を置かないことができる。
- ⑤ 事務員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。
- ⑥ 栄養士は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。
- ⑦ 調理員は、食事の提供を委託等により実施する場合又は全ての入所者が自炊する場合は、置かないことができる。
- ⑧ 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務

(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(5) 運営関係

食事等

- ・ 都市型軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- ・ 都市型軽費老人ホームは、食事の提供に際し入所者が自炊を行う場合は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。なお、この場合において、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。

(6) 準用

(1) から (5) までに掲げる基準のほか、以下に掲げる基準については、「都市型軽費老人ホーム」について準用する。

【対象条項】

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」第3条から第9条まで、第12条から第17条まで及び第19条から第33条まで

3 施行日

平成22年4月1日(予定)

※ 既成市街地等について(詳細については追ってお知らせすることとしている。)

既成市街地等とは、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する首都圏、近畿圏、中部圏にある一定の区域をいい、次表に掲げる区域のことである。

区 域	都道府県	既成市街地等
首都圏 ※ 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する既成市街地	東京都	23区、武蔵野市の全域 三鷹市の特定の区域
	神奈川県	横浜市・川崎市の特定の区域
	埼玉県	川口市の特定の区域
近畿圏 ※ 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条第3項に規定する既成都市区域	大阪府	大阪市の全域 守口市、東大阪市、堺市の特定の区域
	京都府	京都市の特定の区域
	兵庫県	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域

中部圏 ※ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）別表に掲げる地域	愛知県	名古屋市の特定の区域
---	-----	------------

（参照条文）

租税特別措置法第37条、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の5、首都圏整備法第2条、首都圏整備法施行令（昭和32年政令第333号）別表、近畿圏整備法第2条、近畿圏整備法施行令（昭和40年政令第159号）第1条、近畿圏整備法施行令別表、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表

（参考）軽費老人ホームと都市型軽費老人ホームの主な設備及び運営に関する基準の比較

基準内容	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム
整備地域	全国	既成市街地等の都市部 ・居住費の低廉化が主眼
	※ 既成市街地等においては、軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホームいずれも整備が可能	
定員	基準無し	20人以下（5人以上）
設備基準	○居室（21.6㎡以上） ・原則個室（2人も可） ・洗面所、便所、収納設備、調理設備を設置（上記設備を除く居住スペース14.85㎡以上） ・ユニットに関する規定あり	①居室（7.43㎡以上） ・原則個室 ・2人部屋、居室内設備に関する規定なし ・ユニットに関する規定なし ②食堂等の共用部分に調理設備
	※ 都市型軽費老人ホームにおける談話室、娯楽室又は集会室、及び調理業務を全部委託する場合の調理室の設置義務なし	
	※ 都市型軽費老人ホームにおける食堂、浴室、洗面所、便所、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、事務室その他必要な設備については軽費老人ホームの規定を準用	
職員配置基準	①施設長 常勤1（兼務可） ②生活相談員 120:1（1以上常勤） ③介護職員（1以上常勤） ・定員～30人 常勤換算1以上 ・同31～80人 常勤換算2以上 ・同81人～ 常勤換算2+必要数 ④栄養士 1以上 ⑤事務員 1以上 ⑥調理員その他職員	①施設長 常勤1（介護職員を除き兼務可） ②生活相談員 常勤1以上 ③介護職員 常勤換算1以上 ④栄養士 1以上 ⑤事務員 1以上 ⑥調理員その他職員
	※ 軽費老人ホームについて、小規模施設における事務員及びサテライト型	

の調理員等の職員は置かなくとも可。また、栄養士及び事務員のうちいずれか1人は常勤。
 ※ 都市型軽費老人ホームについて、調理業務の全部を委託する場合の調理員、及びサービスに支障がない場合の栄養士、事務員は置かなくとも可。

(ウ) (イ) と同様に新たに創設する「施設内保育施設整備事業」については、介護関連施設の職員が利用できる事業所内保育施設を設置し、職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着等が図られ、もって介護サービスの提供体制や質の安定、運営の安定性にも寄与するものであることから、基盤整備に当たり検討するよう周知を図ること。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金におけるメニューの追加

○施設内保育施設整備事業

特別養護老人ホーム等の介護関連施設等で雇用される職員が利用する施設内保育施設を設置し、職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着等を図ることを目的とする。

1 交付対象事業

介護関連施設等(※)において雇用される介護職員等のため、施設内保育施設を設置する事業

- ※ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を中心として事業を行う法人が実施する事業。
- ※ 設備基準については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「認可外保育施設指導監督基準」によるものとする。

2 整備費交付単価(案)

ハード交付金 10,000千円
 ソフト交付金 3,000千円

3 対象経費

施設内保育施設の設置に係る費用、事業立上げの初年度に必要となる設備整備 等

4 財産処分

施設内保育施設の設置にあたり施設等の一部(会議室や食堂等)の改修による場合、過去に補助金等の交付を受けていれば財産処分(転用)の手続が必要となるが、この場合の手続の簡素化等について、現在、検討中。

(エ) 平成21年度に創設した「既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業」については、消防法施行令改正の趣旨を踏まえ、管内の関連施設に対して周知を図るとともに、スプリンクラー整備についての計画を早期に取りまとめるなど、市町村交付金活用によるスプリンクラー整備への積極的な取組を図るよう管内市区町村に対し周知を図ること。

(オ) 介護療養型医療施設の老人保健施設等への転換については、利用者のニーズに合ったサービスを適切に提供するという観点から、各都道府県において計画的に進めていくものであるが、今年度においては、転換に係る交付基準単価を増額することとしており、病床転換への取組みをお願いしたいこと。

介護療養型医療施設転換整備事業

・交付基準単価改定（案）

創設による転換：1,300千円	←	1,000千円
改築による転換：1,600千円		1,200千円
改修による転換：650千円		500千円

(カ) 国土交通省との連携により、大規模団地等の改修・建替えと併せて介護サービス基盤の整備を行う「高齢者安心住空間整備事業」について、住宅部局等との必要な調整を行うよう管内市区町村に対し周知を図ること。

(キ) 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を営むことができるようにするためには、地域密着型サービス拠点や地域交流スペースなど、高齢者福祉サービス基盤の整備が重要・有効であるが、他方でこのような基盤整備は、商店街の空き店舗や廃校等既存の社会資源を活用して行うことなどにより、地域活性化の観点からの「まちづくり」にも有効なものとしうることから、まちづくり部局とも連携しながら高齢者福祉サービス基盤の整備について検討することについて、管内市区町村に対し周知を図ること。

等により、市町村交付金が積極的に活用されるよう取組んでいただきたい。

市町村提案事業の採択例

平成21年度までの主な採択事業

- ① 高齢者や児童が定期的集う高齢者サロン（世代間交流スペース）を整備
- ② 高齢者が子供との世代間交流を行えるよう、新たに整備する小規模多機能型居宅介護と託児所の複合施設に共生型サービス拠点を整備
- ③ 小規模多機能型居宅介護、介護予防拠点及び認知症高齢者グループホームの整備に合わせて、その機能を生かした共生型サービス拠点を併設
- ④ 独居高齢者が急増する団地の空き店舗等を改修して、地域住民や児童との交流が行えるサロン（地域住民が利用できるカフェテリア、ファミリーサポートの実施）を整備
- ⑤ 地域の高齢者が参加し、軽スポーツ活動や介護予防、交流活動等を行うための地域交流拠点を整備

(3) 介護サービス施設等の防災対策等について

ア 介護サービス施設等の防災対策への取組

特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護サービス施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策等の強化に努めるよう、管内の介護サービス施設等に対して指導するとともに、建築基準・指導、消防、防災等の担当部局との情報共有、連携に万全を期されたい。

- ① 火災発生の未然防止
- ② 火災発生時の早期通報・連絡
- ③ 初期消火対策
- ④ 夜間防火管理体制
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している介護サービス施設等においては、

- ① 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知
- ② 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等、防災対策に万全を期されたい。

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

なお、特別養護老人ホーム等の介護サービス施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成21年10月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、本日、3月5日（金）までの提出をお願いしているのご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査フォローアップ調査結果の公表等について」（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

(5) 介護サービス施設等における木材利用の推進

介護サービス施設等社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用

した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

2 地方分権に係る介護保険法等の改正について

地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された重点事項のうち、特に地方要望に係る事項を中心に策定された、地方分権改革推進計画が平成21年12月15日閣議決定され、これに沿った、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）が今国会へ提出されることとなっている。

具体的には、老人福祉法、介護保険法上の施設（軽費老人ホームを除く。）、事業所について、サービスの人員・設備・運営基準を都道府県等の条例で定めることとなる。なお、人員配置基準・居室面積基準・人権侵害防止等に関する基準（身体的拘束の禁止、事故発生時の対応等）については都道府県が従うべき基準を、利用定員については標準を、その他については参酌すべき基準を国が設けることとしている。

「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」については、地方分権改革推進計画において、以下のように記載されている。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

同法案による老人福祉法、介護保険法の改正は、平成23年4月1日に施行することとされており、各都道府県（地域密着型サービスについては市町村）におかれては、法施行日までに条例を制定することとされている（ただし、平成24年3月31日までは、条例未制定の場合は国の基準によるとの経過措置あり。）。

国の基準については、法案が通常国会で成立した後、社会保障審議会（介護給付費分科会）への諮問・答申を経て秋ごろに定めることになるが、各都道府県及び市町村におかれては、制定する条例が多数にのぼることから、予め検討作業を進める等、準備を進めていただくようお願いする。

3 未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査の結果について

（1）調査の趣旨

平成18年度より有料老人ホームの定義が拡大したこと等を受け、これまでも累次にわたり、担当者会議や通知を通して、有料老人ホームの把握、届出促進及び有料老人ホームにおけるサービスの質の向上に向けて取り組むよう要請してきたところである。

しかしながら、昨年3月19日、群馬県渋川市の高齢者が入居する施設において火災が発生し10名の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生した。高齢者が入居する施設において、火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。さらに、この施設は有料老人ホームに該当しうる施設として実態を調査中であったが、老人福祉法に基づく届出は行われていなかったとのことである。このような状況に鑑み、未届の有料老人ホームに該当する施設の届出促進及び処遇改善等に係る緊急点検を実施し、その結果については、昨年5月28日に報告したところである。

今般、10月31日現在における未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出状況及び入居者の処遇についての指導状況に関するフォローアップ調査を実施し、都道府県より報告を受けたものについて取り纏めたものを報告したところである。

(2) 調査結果について

未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対し指導を行った結果、届出が行われた施設数は176施設であり、10月31日現在で未届の有料老人ホームに該当しうる施設は389施設となっており、一定程度届出が進んだものの更なる取り組みを徹底する必要があるものと考えられる。また、入居者の処遇等の改善を図るため、届出の指導とあわせて、夜間の人員配置や、プライバシーの確保などの、入居者の処遇等に係る指導も、前回に引き続き実施されてきたところである。

(3) 今後の対応について

関係部局や市区町村と連携して、未届の有料老人ホームの届出促進及び指導の徹底を図るとともに、併せて平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等に対し、スプリンクラーの設置に要する助成制度の積極的な活用の周知を図り、一層の防火安全体制の確保する旨の通知を、都道府県に対して発出し要請したところである。こうした点を踏まえ、有料老人ホームの把握と届出促進、サービスの質の向上に向けた指導を行っていただきたい。

また、未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する届出や指導等の状況については、平成22年10月末時点における第2回フォローアップを行う予定である。

4 特別養護老人ホームにおける医師・看護職員と介護職員との連携によるケアの実施について

特別養護老人ホームにおけるたんの吸引や胃ろう等の医療的ケアに関しては、昨年2月から、「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」において検討を行ってきたところである。(第1回…2月12日、第2回…6月10日)。

第2回検討会において、特別養護老人ホームの医療的ケアのうち、行為の危険性や夜間実施の頻度等を考慮して、